第四条第一項各号列記以外の部分中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第一号中「、ファクシミリ」を削り、「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号イ中「、ファクシミリ」を削り、同号ハを削り、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「青ノ山船舶通航信号所」及び「同信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「、ファクシミリにあってはファクシミリ番号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○八七七―四九―二二二〇 ○八七七―四九―二二二一		

別表ファクシミリの項を削る。

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第五条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号イ(8)中「信号所」を「航路標識」に改め、同号ハを削る。

第七条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○八九八―三二―九〇〇〇		

（関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第六条　関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号イ(1)中「信号所」を「航路標識」に改め、同号ハを削り、同条第二項第二号イ(1)中「同信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○九三―三七二―〇〇九九 ○九三―三七二―〇〇九〇		

（名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第七条　名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十三年海上保安庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号ハを削る。

第六条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○五二―三九八―〇七一二		

（大瀬戸船舶通航信号所に関する告示の廃止）

第八条　大瀬戸船舶通航信号所に関する告示（平成元年海上保安庁告示第五十号）は、廃止する。

○防衛省告示第百九十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十月十日から同月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二八分一三秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。